

南九州市景観まちづくり推進事業補助金

修景工事や景観まちづくり活動への補助金



1 景観推進事業補助金

対象者・・・景観づくり団体及び景観形成重点地区候補地の住民で構成された団体、又はこれを目指す団体、コミュ・プラなど地域の課題解決に自主的・持続的に取り組んでいる団体（自治会）等（団体の構成は5人以上を原則とする）

対象事業・・・景観形成重点地区の指定に向けた会議の開催や調査活動／自主的なルール作成や景観に関する周知や広報活動／地域計画書作成（必須事項）に係る費用や景観アドバイザーの派遣／団体で行う軽微な修景作業にかかる燃料費や原材料費など（集落における愛護作業や花苗代等は除く） ※人件費など恒常的な経費等は補助対象外

補助金額・・・上限**20**万円/年（継続して**3**カ年まで）

2 景観改善事業補助金

対象者・・・①地域景観計画を既に策定している団体又はこれに類似する景観に関する計画書等を作成している団体
②上記1の景観推進事業補助金の対象者

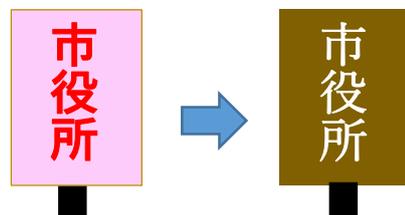
景観阻害要因の解消 (遮蔽物の目隠し)	景観スポットの整備 (木の植栽, ベンチ設置)	眺望箇所の整備 (木竹等の維持・伐採)
工事費の50%以内 (上限 10 万円)	(上限 10 万円) 3カ年を限度	(上限 20 万円) 3カ年を限度
外壁の色彩変更 (周辺景観との調整)	生垣の整備 (周辺景観との調整)	自動販売機等の修景 (色彩や囲いの設置)
工事費の50%以内 (上限 10 万円)	工事費の50%以内 (上限 30 万円)	上限 10 万円

《 詳しくは裏面をご覧ください 》

3 屋外広告物改修等補助金

補助事業・・・市が不適格物件と判断した屋外広告物の改修
又は色彩の変更（景観形成基準に基づく）

補助金額・・・工事費等の50%以内（上限**10**万円）



■景観改善事業の補助額及び事業内容

事業区分	主な事業内容	限度額 (限度年数)	補助率	補助の 条件
景観阻害要因の解消	空調室外機等の囲い設置や板塀設置等による修景	10万円	1/2以内	A
自動販売機等の修景	周辺景観に則した色合いへの変更や木製の囲い等の設置	10万円	—	A
景観スポットの整備	道路等公共に面する部分のベンチ等の設置、シンボルツリー（桜など）の植栽、オープンスペース等の整備	10万円/回 (連続する3カ年を限度)	—	A
生垣の整備	周辺景観に則した生垣の修繕、樹勢回復、樹形調整、植え替え	30万円	1/2以内	A
外壁の色彩変更	周辺景観に則した外壁の色彩変更	10万円	1/2以内	B
眺望箇所の整備	視点場からの眺望を阻害している木竹の伐採及び調整	20万円/回 (連続する3カ年を限度)	—	C

【補助の条件】

- A・・・景観推進事業を活用して地域景観計画等を作成した団体（景観づくり団体）等に限る
- B・・・市が不適格物件と判断した建築物・工作物の所有者（Aの条件問わず）
- C・・・地域景観計画等を提出した景観重要路線（河川）の候補路線沿いも対象とする（景観推進事業の活用問わず）

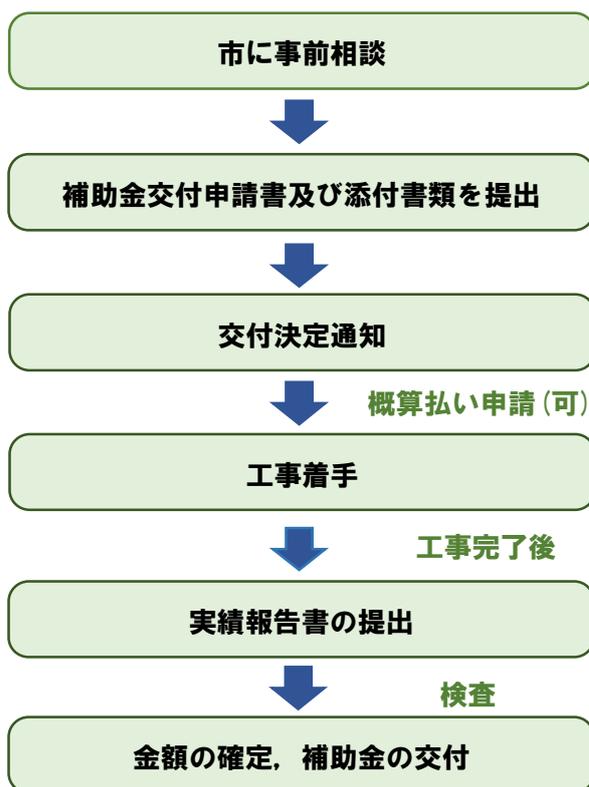
■補助の要件

- 公共の場から望見できる物件であること
- 景観計画及び景観形成ガイドライン等に準じた基準を満たすものであること
- 他制度がある場合は国・県の補助事業を優先する

■申請にあたっての注意事項

- 申請する年度内に事業完了してください
- 3カ年継続して補助を受ける場合でも毎年度補助金申請してください
- 予算の範囲を超えた場合は申請できない場合や補助率が下がることがあります
- 申請件数が予算を超えた場合は重点地区等に指定された地域を優先いたします
- 必ず補助申請の前に市にご相談ください

■補助金交付までの流れ



申請・問合せ先

南九州市役所 都市政策課 都市計画係
 〒897-0302 南九州市知覧町郡 6204
 TEL：0993-83-2511/Fax0993-83-3436
 E-mail tosikei@ity.minamikyushu.lg.jp

